

2 東京漁調第129号
令和2年12月22日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文
(公印省略)

東京海区漁業調整委員会指示について（通知）

このことについて、漁業法第120条第1項の規定により下記のとおり指示しましたので、
ご了知願います。

記

東京漁調指示第11号 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限

※「東京都公報」写し（抜粋）参照

東京海区漁業調整委員会事務局
電話 03-5320-4852(直通)

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目 次

告 示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除:(環境局環境改善部化学物質対策課)……一

告 示(選)

- 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……二
- 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……二
- 平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……二
- 平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……二
- 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第一百二十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……二
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第一百二十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……二
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第一百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……四
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第一百三十二号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……四
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第一百五十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……四
- 東京海区におけるひき縄釣の制限……六

雑 報

- 東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定の廃止……(東京都職員共済組合)……一〇
- 東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定……(同)……一〇
- 東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……(同)……一〇
- 東京都告示第千五百二十八号
- 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

告 示

- 東京都告示第千五百二十八号
- 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区東松本二丁目地内)

告 示(海区漁調)

- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限……六

定有害物質の種類 鉛及びその化合物
講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京漁調指示第十二号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうの漁業)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和二年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元貴文

(禁止操業)

この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

この指示に定めるものほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。
 (指示の有効期間)
 三 この指示の有効期間は、令和三年一月一日から同年十一月三十一日までとする。

四 取扱要領

この指示に定めるものほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和三年一月一日から同年十一月三十一日までとする。

五 令和三年九月一日から令和四年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)
 (承認操業)
 二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	二百隻
千葉県	三十五隻
静岡県	九十隻
その他の県	二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付けた漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船

う操業

二 総トン数三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受ける。
 (禁止操業)
 二 総トン数三十トン未満の船舶を使用する操業

東京海区漁業調整委員会

会長 有元貴文

この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(二) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和三年十月二十九日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

令和2年12月22日(火曜日)

(第17243号)

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和三年二月一日から令和四年一月三十一日までとする。

公 告

特定建築者の公募について

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程(平成三十年東京都条例第一百十一号)第十条第二項において準用する同規程第八条第一項の規定により、東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業に係る特定建築者の公募について、次のとおり公告する。

令和二年十二月二十二日

開発事業者

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再

施行者 東京都

東京都知事 小池百合子

一 公募により特定建築者に施設建築物の建築を行わせる

こととなる土地の存する地域の名称、面積、用途の制限及び価格に関する事項

(一) 地域の名称

港区高輪二丁目八十一番一ほか

(二) 面積

八、四八五・八四平方メートル

(三) 用途の制限

住宅・事務所、店舗、子育て支援施設、地下鉄駅施

設及び駐車場

(四) 特定建築者の取得する保留床部分に相当する敷地の共有持分予定価格

二〇、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以上

二 公募により特定建築者となることができる者に必要な資格に関する事項

特定建築者となろうとする者は、次の全ての要件を備えていなければならない。

(一) 特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること。

(二) 特定施設建築物の保留床部分に相当する敷地の共有持分の譲渡に伴う対価の支払能力がある者であること。

(三) 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三条第一項に規定する免許を有する者であること。

(四) 次の欠格事由に該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合

イ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者である場合

ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続について、開始の申立てを受け、又は申立てをした者である場合

エ 東京都から指名停止を受けている場合

オ 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第八条第二項

第一号に掲げる处分を受けている団体及びその役職員又は構成員である場合

力 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同

条第四号に規定する暴力団関係者である場合

キ 才若しくは力に規定する者から委託を受けた者又は才若しくは力に規定する者の関係団体及びその役職員又は構成員である場合

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第

五条第一項に基づく排除措置期間中である場合

三 譲渡契約の契約条項を掲示する場所

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地整備部再開発課(東京都庁第二本庁舎十一階)

四 申込書の提出場所及び提出期限

(一) 提出場所(提出は、郵送等により受け付ける。)

郵便番号 一六三一八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地整備部再開発課

(二) 提出期限

ア 応募参加希望表明書

イ 特定建築者申込書

令和三年三月五日午後五時(必着)

五 募集要領の配布等

東京都都市整備局ホームページに掲載する。郵送を希望する者は、問合せ先に連絡すること。

ホームページアドレス

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/>